

令和8年度「名桜大学大学院奨学生」募集要項

令和8年度「名桜大学大学院奨学生」を募集します。本奨学金は、名桜大学大学院に在学する正規学生のうち、学業、人物ともに優秀な学生に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的としています。

1 奨学生の種類、給付年額及び採用予定数

- (1) 大学院国際文化研究科修士課程奨学金 : 24万円(年額)・・・2人
- (2) 大学院国際文化研究科博士後期課程奨学金 : 24万円(年額)・・・1人
- (3) 大学院看護学研究科博士前期課程奨学金 : 24万円(年額)・・・2人
- (4) 大学院看護学研究科博士後期課程奨学金 : 24万円(年額)・・・1人
- (5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金 : 24万円(年額)・・・2人

2 奨学生の対象

本学大学院に在籍している正規学生のうち、学業、人物ともに優秀で高度な研究能力を有し、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者を対象とします。なお、奨学生の採用は、在学中1回に限ります。

3 募集期間(願書受付期間)

令和8年10月5日(月)～10月16日(金) 17:15 学生課必着【期限厳守】

4 出願書類

- (1) 奨学生願書
- (2) 研究計画書
- (3) 誓約書
- (4) 所得証明書 ※本人及び同一生計の家族の分を提出すること。
 - ①令和7年度分の市区町村発行の所得証明書(コピー可)
 - ②奨学金収入、その他の収入を証明するもの ※該当者のみ提出

※出願書類は名桜大学ホームページからダウンロードして下さい。学生課窓口での配布は行いません。

5 選考基準

「名桜大学大学院奨学金規程」によります。

6 採用決定通知

採用の可否は、11月末頃までに本人宛に通知する予定です。

7 奨学金の交付

奨学金の交付は、奨学金の授与式から1ヶ月以内に誓約書に記載された奨学生本人名義の銀行口座に振り込みます。

- 8 出願書類の提出、問い合わせ先
学生課学生サポート係（本館4階）
電話：0980-51-1057

【留意事項】

- ※ 応募書類及び各種証明に伴う添付書類につきましては、本申請の審査の参考とする目的以外には使用することはありません。
- ※ 書類の記載事項が不明瞭な場合、申請を受け付けることができません。
- ※ 提出期限を過ぎた書類の提出については、一切受け付けません。
- ※ ご不明な点は学生課に相談して下さい。

名桜大学大学院奨学金規程 一部抜粋
(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、各研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の規定により決定した奨学生について学内に公示し、かつ、本人に通知しなければならない。

3 奨学生の採用は、在学中1回限りとする。

(奨学金支給の取消し)

第10条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各審議機関の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

- (1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。
- (2) 除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。
- (3) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生が前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

名桜大学大学院奨学生願書

提出日：(西曆) 年 月 日

[illegible]

奨学金振込口座情報					
銀 行 名	銀行	支 店 名	支店	店番号	
預 金 種 類		口 座 番 号			
フリガナ					
口 座 名 義 人					

*振込口座は奨学生本人の口座を記入すること。
*収集した口座情報は、本目的以外には一切使用しません。

【規程抜粋】

第 1 0 条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各審議機関の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

- (1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。
- (2) 除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。
- (3) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

第 1 1 条 奨学生が前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

以上のとおり記載事項に相違ありませんので、名桜大学大学院奨学生を希望します。

名 桜 大 学 長 殿

令和 8 年 月 日
氏 名 _____ ㊞

研究計画書

氏 名	フリガナ	学生番号	
所 属 研 究 科	研究科	専攻・領域	年次

1．研究計画について記入してください。（600～800 文字程度）

誓 約 書

名 桜 大 学 長 殿

令和 8 年度名桜大学大学院奨学生として採用されたあかつきには、名桜大学大学院奨学金規程の趣旨に則り、奨学生としての責務を果たすことを誓います。

【名桜大学大学院奨学金規程より一部抜粋】

（奨学金支給の取消し）

第 1 0 条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各審議機関の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

- （1） 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。
- （2） 除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。
- （3） 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（奨学金の返還）

第 1 1 条 奨学生が前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

☐ 上記内容について、承知致しました。

令和 8 年 月 日

所 属 : _____

学生番号 : _____

氏 名 : _____